

議事要旨(2) 包括利益の表示の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、本日は、包括利益計算書の名称変更について事務局案を示したうえで、これまでの審議を踏まえた個別財務諸表での包括利益の表示等に関する公開草案の文案について引き続き審議されたい旨の説明がなされ、吉岡専門研究員より、審議事項(2)-1~4に基づいて、具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

(包括利益計算書の名称の変更)

- ・ 前回委員会までに意見表明してきたとおり、案 3 を支持するが、大多数が事務局案である案 1 を支持する場合にはそれで致し方ないと理解している。但し、比較検討の中で、案 1 を支持する理由として、「計算書」という名称を踏まえた結果であることや、案 3 のように 1 計算書方式と同じ名称を使用することは、記載内容が異なることから、混乱を生じさせる可能性があることが示されているが、これら比較検討の記述については支持できず、結論の背景にはこのような内容は含めるべきではない。
- ・ どちらかといえば案 2 を支持する。平成 22 年公表の包括利益会計基準では当期純利益の重要性を意識して現行の名称が採用されているが、改訂 IAS 第 1 号が平成 23 年 6 月に公表された等、平成 22 年の会計基準公表時から状況が変化している点を十分斟酌すると現行の名称を変更する案が望ましい。また、名称変更について議論が多かった点を踏まえると、「コメントの募集」において、検討した論点として明示し、広く意見を求めることも考えられる。
- ・ 公開草案の「結論の背景」の記載では案 2 や案 3 が十分には明示されておらず、現行案を踏襲するにしても、この点を明示することが考えられる。
- ・ 計算書の名称の頻繁な変更は、財務諸表利用者の便宜の点から望ましくない。包括利益計算書の名称は現状では十分浸透しておらず、見直しは時期尚早と考えられる。
- ・ 本来「計算書」はボトムラインを示すものであると理解しており、必ずしも改訂 IAS 第 1 号との整合性を図る必要はないのではないか。このため、現行を踏襲する案 1 による。

(公開草案の文案)

- ・ 退職給付会計基準の公表を見据えて第 7 項に「退職給付に係る調整額」を追加しているが、「退職給付に係る調整額」が表示されるのは退職給付会計基準が適用されてからであって、包括利益表示会計基準の適用時期を公表日以後とした場合、第 7 項とそれ以外の項目とに適用時期に相違が出ると考えられる。従って、場合によっては、退職会計基準の改訂に関連する修正は、本公開草案では記載しないことも考えられるのではないか。

最後に、新井副委員長（専門委員長）より、頂戴した意見を踏まえ、引き続き公開草案の公表に向けて文案の検討を行っていきたい旨の発言があった。

以 上